つくば市障害者団体等活動支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者団体等活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の目的）

第２条　補助金は、障害者等が自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、障害者等、障害者の家族、地域住民等による地域における自発的な活動等を支援することにより、共生社会の実現を図るため、地域における自発的な活動を行う団体に対し、当該活動に要する経費について予算の範囲内において交付する。

（定義）

第３条　この要項において、「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児をいう。

（対象団体）

第４条　補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、第６条第１項又は第２項に規定する事業を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

1. 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないもの
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条第２項第２号に規定する障害児通所支援事業を行わないもの
3. 規約、会則等を規定し、団体の活動目的を明示しているもの
4. 市内に活動拠点があり、団体の構成員が10名以上で３分の２以上が市民であるもの
5. 補助金の交付を受けようとする事業について、本補助金以外の補助金等の交付を受けないもの

（補助金の種類）

第５条　補助金の種類は、次の各号のとおりとする。

1. 障害者団体等活動費補助金
2. 障害者団体等講演会等補助金

（3） 障害者団体等ボランティア養成補助金

（補助事業）

第６条　障害者団体等講演会等補助金（以下「講演会等補助金」という。）及び障害者団体等ボランティア養成補助金（以下「ボランティア養成補助金」という。）は、障害者団体等活動費補助金（以下「活動費補助金」という。）の交付対象事業を行った対象団体に対し交付するものとする。

２　活動費補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

1. 月２回活動型の場合

ア　障害者団体等の活動を月２回程度開催し、１年間でおおむね22回開催すること。

　　イ　市内で実施し、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換できるなどの交流活動を行うこと

1. 週２回活動型の場合

　　ア　障害者団体等の活動を週２回程度開催し、１年間でおおむね90回開催すること。

　　イ　市内で実施し、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換できるなどの交流活動を行うこと

３　講演会等補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

（1）年１回開催型の場合

　　ア　障害者等に関する講演会や研修会を年１回開催すること

イ　市内で実施し、障害者等に関する講演会や研修会をおこなうこと

（2）年２回以上開催型の場合

　　ア　障害者等に関する講演会や研修会を年２回以上開催すること

イ　市内で実施し、障害者等に関する講演会や研修会をおこなうこと

４　ボランティア養成補助金の交付対象となる事業は、市内で実施する障害者等に対するボランティア養成を行う事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第７条　障害者団体等活動費補助金、障害者団体等講演会等補助金及び障害者団体等ボランティア養成補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

２　障害者団体等活動費補助金、障害者団体等講演会等補助金及び障害者団体等ボランティア養成補助金の額は、別表に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第８条　規則第４条第１項に規定する申請は、様式第１号により行うものとする。

２　規則第４条第１項の所定の期日は、補助金の交付を受けようとする年度の12月28日までの日で、かつ、事業着手予定日の14日前の日（着手予定日の14日前の日が補助金の交付を受けようとする年度の４月１日以前の日である場合は、４月１日）とする。

３　規則第４条第２項第５号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 団体の規約、会則等

(2) 団体の構成員の名簿

（補助金交付の条件）

第９条　規則第６条第１項第５号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市長がこの補助金の使途について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(4) 補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業に係る収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしなければならないこと。

(5) 補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業実施~~当該~~年度終了後５年間保存しなければならないこと。

(6) その他規則及びこの要項~~綱~~の規定を遵守すること。

（補助金の交付決定）

第１０条　規則第７条に規定する通知は、様式第２号により行うものとする。

（補助事業の変更等）

第１１条　規則第12条の２に規定する申請は、様式第３号により行うものとする。

２　規則第12条の２の承認をしたときは、当該申請をした者に様式第４号により通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　規則第13条第１項に規定する報告は、様式第５号により行うものとする。

２　規則第13条第１項に規定する市長が必要と認める書類は、領収書の写しとする。

（補助金の額の確定）

第１３条　規則第14条に規定する通知は、様式第６号により行うものとする。

（補助金の概算払い）

第１４条　補助金は、交付の請求があった場合には、補助事業の着手前又は完了前であっても、概算払により交付するものとする。

（補助金の交付の請求）

第１５条　規則第15条の２第２項の補助金等交付請求書の様式は、補助事業の完了後にあっては様式第７号により、補助金の概算払を受けようとするときにあっては様式第８号により行うものとする。

別表（第７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金の種類 | 事業区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 活動費補助金 | 月２回活動型障害者団体等活動支援事業 | 報償費  需用費（食糧費を除く。）  役務費  使用料及び賃借料 | ５万円 |
| 週２回活動型障害者団体等活動支援事業 | 報償費  需用費（食糧費を除く。）  役務費  使用料及び賃借料 | 10万円 |
| 講演会等補助金 | 年１回開催型障害者団体等講演会等開催事業 | 報償費  需用費（食糧費を除く。）  役務費  使用料及び賃借料 | ５万円 |
| 年２回以上開催型障害者団体等講演会等開催事業 | 報償費  需用費（食糧費を除く。）  役務費  使用料及び賃借料 | 10万円 |
| ボランティア養成補助金 | ボランティア養成事業 | 報償費  需用費（食糧費を除く。）  役務費  使用料及び賃借料 | ５万円 |

備考　活動費補助金は、活動開始時期が年度の途中のときは、次の表に挙げる活動期間ごとにそれぞれ定める支給割合に応じて算出した額を限度として支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| ６月を超える活動期間 | ３月を超え６月以下の活動期間 |
| 100％ | 50％ |